

村山市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 期日 令和5年10月13日（金） 午前10時00分～

2. 場所 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（18名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2） 農業委員の欠席者名簿（0名）

— — — —

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（1名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根 黒沼 敏弥	

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第46号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第29号 農地法第18条第6項の規程による通知について

報第30号 農地転用制限の例外の確認について

報第31号 非農地証明願について

報第32号 運営委員会の報告について

「村山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

秋も深まり、稲刈りも終盤となり、既に終わった方もいるようだ。米の品質については、かなり低下していると聞いている。

自然には勝てない。日本中で同じことが起きており、自然災害と言っても良い。米の減収や品質低下については、国、県から何らかの対策が出てくるのではないかと思います。

国では、宮下一郎農林大臣に政策対応など期待したい、また、鈴木憲和副大臣が誕生している。農業に詳しい方なので期待したい。また、いろいろな要望などを行っていきたいと思います。

それでは、第10回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

5 番 門脇 忠教 委員 、 6 番 下山 勝宏 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第43号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は63番から71番までの9件で、所有権の移転が6件、使用貸借権の設定が3件であります。地目、面積は田が34,466㎡、畑が32,380㎡、樹園地が842㎡、合計69,453㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号63番から71番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。なお、現地調査(10月

4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

7番委員(川田 雅紀)

63、64番について、農地価格が安くなっているなか、高い金額の取引となっている。どんな場所なのか教えて欲しい。

事務局(猪藤係長)

63番については、楯岡地域の浄水場跡地の近く、住宅地近くにある農地です。譲受人は、きちんと耕作すると言っておりますが、将来の転用を見据えているのかもしれませんが。

64番は、住宅に付随している農地であり、譲受人が住宅と農地を購入して福島県から村山市に引っ越しして住むとのことでした。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第43号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第5条の許可申請は、15番の1件で、地目、面積は、田 334㎡になります。

詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 15 番は、農地を「一般住宅」として整備するため、使用貸借権の設定をするものです。現在住んでいる自宅隣接の農地を活用して、親子共有名義で住宅を建て替えることとなります。

農地区分は、「第 1 種農地」に該当しますが、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合に当たり、例外的に許可ができる案件として、立地基準を満たしております。

一般基準の資力は、金融機関の仮審査終了通知の写しで確認しております。

この案件について、現地調査(10 月 4 日)を行った結果、周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから、許可相当であることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 44 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 45 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明した。

この案件は、10 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 45 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 46 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 315 番 1 件で、申請内容は、利用権設定の再設定が 1 件で畑 5,329 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、申請番号 315 番の利用権設定の再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 46 号は、原案のとおり可決決定されました。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 29 号から第 32 号について、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 29 条「農地法第 18 条第 6 項の規程による通知について」、報第 30 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 31 号「非農地証明願について」、報第 32 号 運営委員会の報告について、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 70 番から 72 番までの 3 件です。田が 17,043 m²、畑が 267 m²となります。解約理由は貸し人の都合によるもの 1 件、借り人の都合によるもの 2 件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については 3 番の 1 件で、畑 267 m²のうち 29.16 m²に農作業小屋を設置するもので、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものです。

なお、10 月 4 日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、26 番から 27 番の 2 件で、台帳地目で畑 8,377 m²です。申請内容は、いずれも養蚕廃業などにより原野化して農地性を失っているものです。10 月 4 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

運営委員会の報告については、9 月 21 日付けで行った運営委員会の書面協議の報告です。

「村山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、村山市長より意見聴取の依頼があったため、緊急を要し、委員会を開催する時間的余裕がなかったため、書面による協議としたものです。

内容については、農業経営基盤強化促進法の一部改正及び山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更に伴い、近々行われる地域計画策定などをふまえ、今後 10 年間を見据えた村山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向や、農業経営の基本的指標等について修正を行うもので、「農業経営改善計画」(認定農業者)などの認定の基になる構想であります。

以上、報第 29 号から第 32 号について報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 43 号から第 46 号までの 4 件、報告の報第 29 号から第 32 号の 4 件について、終了します。

終了 午前 10 時 45 分